

# 仕 様 書

## 1 業務名

G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合 P R ブース出展業務委託

## 2 委託期間

契約の日から令和 5 年 5 月 1 日（月）まで

## 3 業務委託の概要

G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会（以下「推進協議会」という。）では、G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合（以下「会合」という。）の開催に向けた歓迎気運醸成と、会合開催を契機とした三重の魅力発信に取り組んでおり、本業務は、会合開催を広く周知すると同時に、開催地である三重の魅力を県内外に発信することを目的に、推進協議会が指定する会場において P R ブース出展を行う。

## 4 G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合 P R ブース出展の内容、設置場所、日程

### (1) P R ブース出展の内容・パターン

Aパターン、Bパターンとして、下記の内容で実施すること。

内容等	Aパターン	Bパターン
看板サインの設置	○	○
のぼり設置	○	○
パンフ設置	○	○
ポスター掲示	○	○
動画放映	○	—
ノベルティ設置	○	○
長机2本・椅子2個	○	○
バックパネル	○	○
長机2本・椅子2個 (市町ブース用)	○	—
バックパネル(市町ブース用)	○	—

- ・看板サインの設置：P R ブースに必要な看板サインを受注者にて制作し設置すること。180 cm幅のバックパネルの上部へ掲示する想定で準備すること。
- ・のぼり：のぼり旗、ポール、台ともに、推進協議会から提供。
- ・パンフ：推進協議会から提供。
- ・ポスター：推進協議会から提供。

- ・動画放映：映像データは推進協議会から5本程度提供するため、連続して放映できるように加工すること。会場に合わせてモニターと、DVDプレーヤー等の再生機器を用意すること。
- ・ノベルティ：①クリアファイル等を推進協議会から提供。  
②ペーパークラフトのデータを提供。片面カラーでプリントして必要部数（3,000部）を用意すること。
- ・長机は180cm×45cm（会場に応じて類似のものでも可）、椅子はパイプ椅子を想定しており、会場に応じて変更する場合があるが、上記表の数で見積もりすること。
- ・バックパネルは、ポスターを張り付けて使用する想定で、幅180cmのものを長机の本数に合わせて準備することを想定。

## （2）PRブース出展の設置場所、日程

次の5回の出展を行うこと。現段階の予定であるため変更の場合は、受託者と推進協議会にて協議のうえ決定する。

- ①「近鉄四日市駅PR」出展パターンA  
日程：2/5（日）  
場所：2F南改札口 近鉄百貨店入口
- ②100日前イベント「みえ観光物産展」出展パターンA  
日程：3/11（土）～12（日）  
場所：JR大阪駅「時空の広場」
- ③「道の駅 紀伊長島マンボウ」出展パターンB  
日程：3/26（日）  
場所：芝生広場
- ④「VISON」出展パターンA  
日程：3/31（金）～4/2（日）（調整中）  
場所：軽トラマルシェ（出展料1区画500円×日数）  
※出展料500円×日数も委託料に含めてください。
- ⑤「ジブリパーク観光物産展（仮）」出展パターンA  
日程：4/15（土）～16（日）  
場所：愛・地球博記念公園 大芝生広場

## （3）委託業務の詳細

- ・搬入出に関する会場関係者等との調整を行う。
- ・各会場のブースの準備、設営、撤去を行う。
- ・市町ブースのパンフやポスターは、別途、出展者が設置するため、机・椅子・パネルの設置のみ。
- ・②100日前イベント「みえ観光物産展」（JR大阪駅）、  
⑤ジブリパーク観光物産展（仮）（愛・地球博記念公園）については、

- ノベルティ配布要員を 10:00～18:00 の間の想定で 1 名配置すること。
- ・その他、推進協議会と相談のうえ実施すること

#### (4) 新型コロナウイルス感染防止対策

G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合 P R ブース出展にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」【別冊】「イベントの開催基準等」を参照し、対策を行うこと。

手指消毒用のアルコール、来客用の不織布マスクは推進協議会から提供する。

### 5 納品物

#### (1) 委託業務計画書 2 部（提出時期：委託業務着手時）

委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載したもの。

#### (2) 業務報告書（様式任意） 2 部（提出時期：令和 5 年 5 月 1 日まで）

本委託事業の実施結果をまとめたもの。P R ブース出展等での様子を撮影し、報告書に当該写真を掲載すること。

なお、提出にあたっては、いずれも電子ファイル一式（写真データ含む）を提出する。

### 6 納入場所

三重県津市広明町 1 3 番地（三重県雇用経済部内）

G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局

### 7 納入期限

令和 5 年 5 月 1 日（月）

### 8 特記事項

- (1) 契約締結後、推進協議会と受託者で実施スケジュールの打合せを行うこと。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、必要に応じて推進協議会との業務内容打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認すること。
- (3) 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。
- (4) 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。
- (5) 委託業務を円滑に推進するための実施体制として、類似事業の担当経験を有する職員を配置するものとする。
- (6) P R ブースの設営・撤去にあたり、事故、トラブル及び苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに推進協議会へ報告すること。

## 9 著作権関係

- (1) 受託者は、委託業務の実施により作成される成果品の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、納品の確認をもって全て委託者に譲渡することとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行及び本業務における成果物に対する著作者人格権の行使をしないものとする。
- (3) 推進協議会は、当該成果物の内容を受託者の許諾なく、自由に公表することができる。

## 10 秘密の保持

- (1) 本業務の遂行に際して知り得た情報については、事前に推進協議会の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員以外の者に開示、漏えいしてはならない。
- (2) 本業務に関する秘密保持は、本業務契約終了後もその効力を有する。

## 11 個人情報の適正管理

本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

## 12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

推進協議会は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

## 13 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注者に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 推進協議会は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 14 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、推進協議会と緊密な連携をとり、その指示に従うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況により推進協議会において、当該PR

ブース事業の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託料等の取扱いは、推進協議会と受託者が協議のうえ、決定すること。

- (3) 当該PRブース事業の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は推進協議会から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、製作した業務に係る費用を積算したものを、推進協議会の指定する日時までに提出すること。
- (4) 本業務に関し疑義が生じた場合は、その都度、推進協議会と協議のうえ、決定すること。
- (5) 推進協議会が解散した場合、契約に基づく当該成果品に関する権利は、三重県に承継されるものとする。

## 15 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県雇用経済部内）

G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局 古市、岩田、来田

TEL : 059-224-2638

FAX : 059-224-3024

E-mail : g7pt@pref.mie.lg.jp